

## 第1章 総則

- 第1条 一般社団法人日本病院薬剤師会日病薬病院薬学認定薬剤師制度（以下、「日病薬病院薬学認定薬剤師制度」という）は、高度化する医療の進歩、チーム医療の推進に伴い、医療の質の向上及び医療安全の確保の観点から、薬剤師が薬物療法に主体的に参加するという社会的要請に応えるため、高度化・複雑化する薬物療法等の幅広い知識及び高度な技能を習得し、臨床現場における実践力を有する薬剤師を養成し、国民の保健・医療・福祉に貢献することを目的とする。
- 第2条 一般社団法人日本病院薬剤師会（以下、「本会」という）は、前条の目的を達するため、「日病薬病院薬学認定薬剤師制度規程」（以下、「本規程」という）を制定し、薬剤師に必要なとされる技能について一定水準以上の資質を有し、病院・診療所・介護保険施設等の医療現場において活躍しうる薬剤師を、日病薬病院薬学認定薬剤師として認定するとともに、日病薬病院薬学認定薬剤師制度の実施に必要な事業を行う。
- 第3条 日病薬病院薬学認定薬剤師とは、本規程第12条に定める書類審査及び認定試験に合格し、高度化・複雑化する薬物療法等の幅広い知識及び高度な技能を習得し、臨床現場における実践力を有することが認められた者をいう。

## 第2章 運営

- 第4条 日病薬病院薬学認定薬剤師制度全体の運営は生涯研修委員会が行う。
- 第5条 本会主催の日病薬病院薬学認定薬剤師制度の対象となる研修会・講習会等の企画、立案ならびに運営等については、各研修会を所管する委員会が行う。
- 第6条 日病薬病院薬学認定薬剤師制度を円滑に運営するため、生涯研修委員会のもとに研修小委員会、試験小委員会、認定小委員会を設置する。また、必要に応じて外部の有識者の助言を求めることができる。
- 2 各小委員会の委員長については、生涯研修委員長が生涯研修委員の中から指名し、理事会の承認を経て、会長が委嘱する。
- 第7条 研修小委員会は、研修会の事前及び事後評価、研修会実施機関の認定を行う。  
試験小委員会は、試験問題の作成及び認定試験を実施する。  
認定小委員会は、認定申請者の認定審査を行う。

## 第3章 研修会実施機関

- 第8条 本会は、日病薬病院薬学認定薬剤師制度の認定対象となる研修会・講習会等を開催しようとする団体を、研修会実施機関として認定することができる。

- 第9条 研修会実施機関の認定を申請する団体は、申請時において別に定める認定要件をすべて満たし、認定申請書類を提出し、研修小委員会の審査を受けなければならない。認定申請団体に対する認定は、研修小委員会がその可否について審議し、理事会の承認を経て、会長が行う。
- 第10条 研修会実施機関の認定は、3年ごとの更新制とする。
- 第11条 研修会実施機関の認定を更新する団体は、更新時において別に定める更新要件をすべて満たし、更新申請書類を提出し、研修小委員会の審査を受けなければならない。更新申請団体に対する認定は、研修小委員会がその可否について審議し、理事会の承認を経て、会長が行う。
- 第12条 研修会実施機関は、次の各号の理由により、理事会の承認を経て、その認定を喪失する。
- (1) 研修会実施機関の認定を辞退した場合
  - (2) 研修会実施機関の認定の更新をしなかった場合
  - (3) 本制度の運営上、研修会実施機関として適切でないと判断された場合
- 第13条 研修会実施機関は、認定の対象となる研修会・講習会等を実施しようとする場合、事前に別に定める開催手続を行わなければならない。

#### 第4章 認定等

- 第14条 日病薬病院薬学認定薬剤師の認定を受けようとする者は、別に定める認定要件(1)(2)を満たした上で、必要書類を提出し、認定試験及び認定審査を受けなければならない。
- 第15条 認定試験は別に定める受験資格をすべて満たした者が受験することができる。
- 2 認定試験の合否判定は、試験小委員会が実施する。
- 第16条 日病薬病院薬学認定薬剤師の認定審査は、認定試験に合格した者を対象に認定小委員会が実施し、認定は理事会の承認を経て、会長が行う。
- 第17条 会長は、日病薬病院薬学認定薬剤師として認定された者に認定証を交付する。
- 2 会長は、前項の認定証を交付した者を名簿に登録し、その氏名を公表する。
- 第18条 日病薬病院薬学認定薬剤師の認定は、6年ごとの更新制とする。
- 第19条 日病薬病院薬学認定薬剤師の更新認定を受けようとする者は、別に定める更新要件(1)(2)を満たした上で、必要書類を提出し認定試験及び更新認定を受けなければならない。
- 第20条 更新認定に係る認定試験は別に定める受験資格をすべて満たした者が受験することができる。
- 2 認定試験の合否判定は、試験小委員会が実施する。
- 第21条 更新申請者に対する認定審査は、認定試験に合格した者を対象に認定小委員会が実施し、更新認定は理事会の承認を経て、会長が行う。
- 第22条 産休、育児休暇、病休のある場合、認定及び更新を保留することができる。ただし保留期間中は日病薬病院薬学認定薬剤師と呼称することができない。
- 2 保留を申請する場合は、本会に所定の理由書を提出し、認定小委員会で保留の可否について審査し判断する。
- 第23条 日病薬病院薬学認定薬剤師は、次の各号の理由により、理事会の承認を経て、その認定を喪失する。

- (1) 日病薬病院薬学認定薬剤師の認定を辞退した場合
- (2) 日病薬病院薬学認定薬剤師の認定の更新を行わなかった場合
- (3) 日本国薬剤師免許の取り消しを受けた場合もしくは、薬剤師名簿の登録を削除された場合

第24条 日病薬病院薬学認定薬剤師としてふさわしくない行為があったときは、生涯研修委員会が認定の取消の可否について審議し、理事会の承認を経て会長が認定を取り消すことができる。

## 第5章 雑則

第25条 本規程の改廃は、理事会において行う。

第26条 本規程に定めるもののほか、本規程の実施について必要な事項は一般社団法人日本病院薬剤師会日病薬病院薬学認定薬剤師制度規程細則に定める。

附則 本規程は平成26年9月19日から施行する。

制 定 平成26年9月19日  
一部改正 2019年2月9日